

平成21年度長崎地方裁判所委員会（第1回）議事概要

日 時 平成21年9月17日（木）午後3時00分～午後5時00分

場 所 長崎検察審査会議室

出席者

（委員）安達一蔵、石井義規、井田洋子、井上昭宏、岩下加代子、
榎下義康、大田康英、滝本裕、水上正博、森永玲
(五十音順、敬称略)

（事務担当者）永田事務局長、久保民事首席書記官、濱崎刑事首席書記官、濱村裁判員係長、丸尾総務課長

議事要領

第1 開会

第2 榎下新委員あいさつ

第3 委員自己紹介

第4 前回の委員会意見に対する裁判所の対応報告

1 「裁判所総合案内」の改訂について

改訂された「裁判所総合案内」を報告した。

2 「裁判所Q&A」の長崎新聞への掲載について

長崎新聞に掲載された「裁判所Q&A」の記事及び今後の掲載スケジュールについて報告した。

第5 模擬選任手続（体験）

模擬選任手続の体験に先立って、濱崎刑事首席書記官が裁判員選任手続について概略を説明した。

その後、実際に裁判員選任手続で使用する予定の部屋で受付及びオリエンテーションを体験していただいた。

第6 協議

(※ ○は委員の、 ●は事務担当者の発言。以下同じ。)

裁判員選任手続について

- 裁判員選任手続のオリエンテーションを体験してみて感じたのは、一般的の主婦の方等には使用される言葉に抵抗感があると思うので、もっと優しい言葉、話し言葉等を使用したほうが良いと思う。
- オリエンテーションでの説明内容については、今後も更に検討して、抵抗感無く理解いただけるように実施することとしたい。
- 裁判員候補者待機室のテレビ等の位置について、部屋の構造から見て特殊な配置になっていると思うが、もっとテレビを見やすい位置に置いたり出来ないのか。
- 現在のテレビ等の位置は、選任手続の進めやすさや裁判官等の関係人が座る場所の確保等を考慮して、何度も配置をやり直しながら検討して決めたものであり、テレビ等の配置を変更すると、その後の手続きが行いにくくなるという問題がある。今後更に検討して、裁判員候補者がより利用しやすいテレビ等の配置が可能であれば、そのように実施することとしたい。
- オリエンテーションで使用するDVDについて、後半の裁判員に選任された後の部分については、裁判員に選任されない人もいるので、裁判員候補者全員に見せる必要はなく省略しても良いのではないか。
- DVDの裁判員に選任された後の部分については、裁判員制度を周知するという意味では裁判員候補者全員に見ていただく意義はあると思う。ただ、選任手続後にはすぐに帰りたい人もいると思うので、そのあたりをどう考えるかだと思う。
- ご指摘の部分については、裁判所でも省略するかどうか検討しているところである。今後本番までの間に選任手続の全体的な長さも考えながら検討したい。

- DVDの後半部分について、最後の評議の中で裁判官と裁判員全員が手を挙げて全員一致の設定になっていたが、全員一致にならなければならぬという先入観を裁判員に与えるのではないか。
- オリエンテーションで使用するDVDについては、最高裁判所が作成したものであるが、裁判員候補者には同じく最高裁判所が作成した裁判員裁判について詳しく説明した冊子も送付しており、その中では意見が一致しない場合の多数決についても記載されている。また、実際に裁判員に選ばれた際には、裁判長より詳しい説明がされることになるので大きな問題はないと思われる。
- 別の裁判所で行われた裁判員裁判では、裁判員が全員女性だったということがあったが、男性と女性の比率は半々が良いのではないか。
- 法律上、裁判員を選任する際には最終的にくじで選ぶことになるので、どうしても全員女性だったり、全員男性だったりすることが確率的にある。この部分は法律上の問題であり、裁判員制度は3年後に見直されることになっているので、その際に議論されるかも知れない。
- 報道によると裁判員経験者が積極的に記者会見に応じているようだが、長崎で記者会見を行う場合には、どこで行うのか。
- 長崎地方裁判所の大会議室で実施することを予定している。
- 裁判員候補者が利用する保育所について、裁判所のホームページに保育所の一覧表が掲載されていたが、私が見たところ裁判所の近くで利用できそうな保育所は実質一箇所しかないと想われる。しかも、長崎市役所の幼児課によると、裁判員候補者だからといって特別な対応を取ってもらえることはなく、保育所の受け入れが無理であれば受け入れてもらえないとのことである。この問題については長崎市役所の幼児課とよく相談して、利用可能な保育所を増やすべきではないか。
- これまでも関係機関と連携を取りながら、環境整備に努めてきたが、今

後もさらに関係機関と連携を取り、裁判員候補者が裁判員裁判に参加できるよう環境整備に努めていきたい。

- 裁判員候補者に支給される日当について、支給する際には税に関する説明を行った方が良いのではないか。
- 支給される日当については源泉徴収されるのか。
- 裁判所が日当を支払う際に源泉徴収をする予定はない。税に関する説明については、裁判員候補者に送付する冊子の中で説明している部分があるので、さらにオリエンテーションの中でも説明するかは今後裁判員候補者からの問い合わせ等を見ながら検討したい。
- 裁判員に選任されなかった裁判員候補者について、せっかく遠くから裁判所に来て選任されなかった裁判員候補者に対して、何か裁判所で検討していることはないのか。
- その日に行われる裁判員裁判を傍聴していただくことは傍聴席に限りがあること等から難しいので、裁判員裁判で使用する法廷又は民事事件で使用する法廷を見学していただくことを検討している。
- 裁判所は裁判員裁判になる事件をどのような基準で選んでいるのか。
- 裁判員裁判の対象となる事件は、一定の重大な犯罪と法律で定められており、裁判所が選定しているわけではない。

第7 次回期日及び協議テーマについて

(1) 次回期日

平成22年2月22日（月）15：00

(2) 次回協議テーマ

追ってアンケートで意見を伺う。